相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上天草市松島町合津四二七五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤本　幸弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十七日

事務所熊本県天草市古川町四四番地　相続財産管理人　弁護士　佐々木千里

無縁墳墓等改葬公告

霊園管理料未納又は承継（名義変更）の未了の為、この度無縁墳墓等を含め整理改葬することとなりましたので、墓地使用者（祭祀主宰者）並びにこの墓地に埋葬されている死亡者の縁故者及びこの墳墓について権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

尚、期日までにお申し出のない場合は、墓地埋葬等に関する法律規則第三条により改葬することとなりますのでご了承ください。

平成二十七年二月二十七日

一、墳墓等所在地　横浜市港南区日野中央一―一四―二四

一、墳墓等の名称　日野霊園一期墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　東京都品川区南大井一九〇三番地　平井政太郎、東京府荏原郡品川町　米木シゲ、米木岩之助、米木恒太郎、米木みよ、米木清、米木重太郎、米木忠五郎、東京都品川区大井浜川町一九一三番地　平井玉子、平井信子、平井君江、横浜市中区寺久保一四番地　平井榮志郎、福島県福島市佐倉下字海道下五一番地　佐藤スイ、佐藤二、横浜市南区宿町二丁目四八番地　佐藤正太郎、佐藤ハルエ

一、改葬を行おうとする者　横浜市港南区日野中央一―一四―二四　日野石材工業協同組合　代表理事　鳥居　秀行

公示送達

県中都市計画事業富田東土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十条の規定による賦課金額決定通知書については、送付を受けるべき者が受領を拒み、もしくは、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名並びに賦課金額

（一）住所　埼玉県上尾市西宮下四丁目三九二番地二　氏名　柳田　久**徳**　賦課金額　金一、六九四、六一七円

（二）住所　栃木県宇都宮市下戸祭一丁目一二番七号　サンハイツ大渕Ⅱ三〇四　氏名　石井　武　賦課金額　金七二二、二四〇円

二　通知の内容

二十六郡富組第六十五号

平成二十六年八月二十五日

あなたの所有地について、賦課金額を右記のとおり決定したので通知します。

教示

一　この通知について不服がある時は、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に郡山市長に審査請求することができます。

二　この通知について不服がある時は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に郡山市富田東土地区画整理組合を被告として、通知の取消しの訴えを提訴することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に郡山市富田東土地区画整理組合を被告として通知の取消しの訴えを提訴することができます。

なお、賦課金額決定通知書については、組合掲示板に掲示しております。

平成二十七年二月二十七日

福島県郡山市富田町字登戸一三番地の一　郡山市富田東土地区画整理組合　理事長　大和田好男

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年三月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年二月二十七日

名古屋市東区泉三丁目二四番一二号　株式会社協和ハウジング　代表取締役　田村　里美

（仮称）由利本荘海岸風力発電事業環境影響評価書の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下、「法」という。）第二十一条第二項の規定に基づき、「（仮称）由利本荘海岸風力発電事業　環境影響評価書」（以下、「評価書」という。）を作成しましたので、法第二十七条の規定に基づき次のとおり公告します。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称　電源開発株式会社

代表者　取締役社長　北村　雅良

所在地　東京都中央区銀座六丁目一五番一号

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　（仮称）由利本荘海岸風力発電事業

種類　風力（陸上）

規模　出力一万六千百キロワット（単機出力二千三百キロワット×七基）

三、対象事業が実施されるべき区域

秋田県由利本荘市　子吉川河口南側

四、関係地域の範囲

秋田県由利本荘市

五、評価書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所

秋田県庁　生活環境部環境管理課（秋田県秋田市山王四丁目一番一号）

由利本荘市役所　市民福祉部生活環境課（秋田県由利本荘市尾崎一七番地）

由利本荘市西目総合支所　振興課（秋田県由利本荘市西目町沼田字弁天前四〇の六一番地）

縦覧期間

平成二十七年二月二十七日（金）から平成二十七年三月三十日（月）まで

（土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く）

縦覧時間

午前九時から午後五時まで

評価書及び要約書の電子版は、当社ホームページにおいて平成二十七年二月二十七日（金）から三月三十日（月）までご覧いただけます。

六、お問い合わせ先

電源開発株式会社　環境エネルギー事業部風力事業室

電話　〇三（三五四六）九六〇〇（平日九時から十七時まで）

平成二十七年二月二十七日

東京都中央区銀座六丁目一五番一号　電源開発株式会社　取締役社長　北村　雅良

債権申出の公告

当社は、破産手続き開始の決定により解散しましたが、残余財産が判明したため、平成二十七年一月二十一日東京地方裁判所より、当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月二十七日

東京都台東区三筋一丁目一番一四号　株式会社片岩　代表清算人　村田　智子

連絡先　東京都台東区蔵前三丁目五番一五号　クラマエ法律事務所

債権申出の公告（第三回）

当社は、平成元年十二月三日、旧商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散しました。

この度残余財産の清算のため、平成二十二年八月三十一日、広島地方裁判所呉支部（平成二十二年（ヒ）第三号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月二十七日

広島県呉市西中央一丁目六番三五号　諸栄商事株式会社　代表清算人　弁護士　和田　啓

連絡先　広島市中区上八丁堀七番一号ハイオス広島五〇九　和田法律事務所